

保護者の方へ

新型コロナワクチン接種における保護者以外の同伴について

12歳から15歳のお子さんが新型コロナワクチン接種を受ける場合、**保護者(父母などの親権者)が同伴する**ことが原則となっていますが、保護者の方がやむを得ない理由により同伴できない場合は、接種を受けるお子さんの健康状態をよく知る親族の方などが同伴し、接種することも可能です。

ただし、保護者以外の方が同伴される場合は、委任状が必要です。下記「新型コロナワクチン接種における同伴委任状」に必要事項をご記入のうえ、接種医療機関にご持参ください。

なお、同居されている親族の方(祖父母など)が同伴する場合でも委任状が必要となりますのでご注意ください。

四日市市
新型コロナウイルス感染症対策室

..... 切り離してください

新型コロナワクチン接種における同伴委任状

四日市市長

今回の予防接種を受けるにあたり、私(保護者)が特段の理由により同伴できないため、被接種者の健康状態を普段より熟知している親族等に委任します。

私と代理人は予防接種についての説明書を読み、予防接種の効果や副反応、健康被害などについて理解しましたので、代理人の同意をもって、保護者の同意とする旨の委任状を提出します。

また、本委任状が四日市市に提出されることを同意します。

令和 年 月 日

委任者(保護者名) _____ (印)

住 所 _____

被接種者(お子さんの名前) _____

代理人(同伴者) _____ (印)

被接種者との関係 ()

住 所 _____

※代理人については、できる限り同居している人で、普段からの健康状態を熟知しており、当日の予防接種をするにあたり判断ができる人であること。代理人欄は、代理人が記載すること。